

令和4年第8回清瀬市農業委員会会議録

令和4年8月23日午前9時30分から午前10時24分、中清戸地域市民センター会議室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- 1 出席委員
- | | | | | | |
|--------|--------|-------|------|-------|--|
| 会 長 | 第9番 | 松村 俊夫 | | | |
| 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 正明 | | | |
| 第1番 | 村野 和博 | | 第2番 | 西川 幸広 | |
| 第4番 | 齊藤 正樹 | | 第5番 | 金子 住晴 | |
| 第6番 | 並木 浩 | | 第7番 | 石井 啓介 | |
| 第8番 | 増田 武 | | 第10番 | 内野 悦二 | |
| 第11番 | 横山 眞一 | | 第12番 | 村野 正明 | |
| 第13番 | 後藤 由美子 | | 第14番 | 金子 廣明 | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 戸野慎吾・中野正明・山下航平

- 4 付議事項
- (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
 - (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」について
 - (3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
 - (4) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
 - (5) 農地法の許可について〔3条関係〕
 - (6) 農地法の届出について〔5条関係〕
 - (7) その他

議 長 おはようございます。夏休みやお盆など夏も終盤に向かっております。コロナ感染状況は引き続き高止まりですが、コロナ禍において初めての行動制限のない夏ということで各観光地には大勢の人出があったようです。予想より感染者が増加していない所を見ますと、ワクチン接種の効果や、自主規制がかなり功を奏しているのではと考察されます。しかしながら身近でもかなりの方が感染している状況でして、重症化の方は少ないとはいえ、まだまだ予断を許さない大変怖い病気ということを認識しながら、引き続きwithコロナで行動していくしかないと思っております。また、本日委員会終了後午後2時より、全国農業

会議所専門相談員の原先生との勉強会を開催いたします。去年11月の勉強会と、内容的には同じなのですが、一度勉強されていますので、更に踏み込み積極的に質問をして頂きたいと思っております。定刻になりましたので、令和4年第8回清瀬市農業委員会を始めたいと思っております。

本日、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第13番の後藤由美子委員、第14番の金子廣明委員、となっております。よろしくお願いいたします。

議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類となっております。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。申請年月日 令和4年7月12日、申請回数3回目。以上でございます。

議長

只今、事務局で朗読説明がございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。増田委員より、説明をお願いします。

増田委員

7月14日に事務局の山下さんと現地調査に行ってまいりました。中清戸と中里の2ヶ所にあり、両方共綺麗に耕作されておりますので、問題ありません。以上です。

議長

どうでしょうか。異議はありますでしょうか。

委員

異議なし。

議長

それでは承認させていただきます。議案第2号相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、並木委員はしばらくの間退出をお願い致します。

～並木委員退出～

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは、相続税納税猶予制度を適用された方で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律で農地を貸し出している場合に、3年ごとの報告を税務署に行く際、こちらの証明書が必要となります。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。
申請年月日 令和4年7月12日、申請回数1回目。
以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明がございました。担当地区の増田委員が現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

増田委員 7月14日に横山委員と事務局の山下さんと現地調査に行ってみました。1面の畑の半分を借りている状態でした。綺麗に耕作されており、管理されておりますので問題ありませんでした。以上です。

議長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは承認させていただきます。並木委員の入室を許可します。

～並木委員入室～

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」についてを議題とさせていただきます。
それでは事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。生産緑地の買取申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。
土地の表示 清瀬市下清戸二丁目558番1、地目 畑、地積 560㎡。買取申出事由 死亡のため。

議長 こちら、死亡でございます。何か質問はございますか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。
議案第4号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について」を議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、小寺委員はしばらくの間、退出をお願いします。

～小寺委員退出～

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。今回は2件ございます。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

1件目 下清戸四丁目709番3、地目 畑、地積 958㎡
他1筆 合計1,883㎡。権利の種類 使用貸借、権利の始期、令和4年9月1日、存続期間5年。

2件目 下清戸四丁目709番6、地目 畑、地積 3,371㎡のうち2,026㎡。権利の種類 使用貸借、権利の始期、令和4年9月1日、存続期間5年。以上でございます。

議長 現地調査に行った横山委員、事務局より1件目、2件目の報告をお願いいたします。

横山委員 8月16日午後3時より私と事務局の山下さん、そして借受人と現地調査に行っていました。栽培についてはコカブを中心にやりたいということです。申請者は篤農家でありまして、全く問題ないかと思えます。借受人の所からその畑は地続きがないものですから、道も入れ対処するそうです。問題ないと思えます。

事務局 現地調査に立ち会いました。横山委員がおっしゃられた通りです。期間は5年で、始期は令和4年9月からになっております。畑もしっかり使っていただける方だと思えます。労働力も問題なく、機械も確保されており、周辺に配慮した営農もされるので問題ないと思えます。

議 長 いかがでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。小寺委員の入室を許可します。

～小寺委員入室～

議案第5号、「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より、3条の許可申請の議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は7月12日から8月10日までとなっております。
土地の表示 上清戸一丁目422番1、地目 畑、地積 225㎡、目的 農業の効率化。以上です。

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。
横山委員、齊藤委員よりお願いいたします。

横山委員 8月10日午後2時に齊藤委員と事務局の中野さん、譲渡人、譲受人、代理人と現地調査に行っていました。譲受人は下限面積50a以上の面積を所有されております。当日譲受人の農地を確認しましたが、適正に大変綺麗に耕作されておりました。取得地は譲受人の農地と接しておりまして、取得後はジャガイモなどを栽培する予定となっておりますとおっしゃっておりました。この農地も他の農地同様適正に管理されると思います。境界線も測量会社が行っておりますので特に問題ないと思います。

齊藤委員 横山委員と同意見で、いつも畑を綺麗に耕作されているので問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はございますか。

- 委員 異議なし。
- 議長 それでは承認させていただきます。議案第6号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。
- 事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。7月12日から8月10日までの受付分となっております。
- 1件目 土地の表示 中清戸五丁目182番2、地目 畑、地積 6.82㎡、転用の目的 建売住宅、7月21日受付、7月27日処理。
- 2件目 土地の表示 中清戸二丁目665番6、地目 畑、地積 100㎡、転用の目的 戸建建築販売、7月25日受付、7月27日処理。
- 3件目 土地の表示 中清戸四丁目1145番、地目 畑、地積 2,202㎡、転用の目的 戸建分譲・道路用地、8月1日受付、8月5日処理。
- 4件目 土地の表示 中里三丁目1100番4、地目 畑、地積 231㎡、転用の目的 住宅建築、8月9日受付、8月15日処理。以上でございます。
- 議長 質問等がございますか。
- 委員 赤道の部分の地目は畑だったのですか。
- 事務局 赤道、青道、白道はもともと畑に行くための道路ということで地目は畑で公衆道路にはなりません。
- 委員 昔は東京都の所有でしたよね。
- 議長 それが市の所有になりました。市でも管理の必要がありますので、市長名義で権利移動になります。
- 委員 道路開発時に赤道が入っていた場合、そこは農地として農業委員会の議案に上がってくるのですか。
- 事務局 公衆用道路の場合、農地転用の届出不要という特例があります。今回の件は、赤道を広げて道路を作るのではなく、住宅の一部に

なるということで農業委員会の許可が必要となります。

委員 建売がセットバック関係なく建てられた場合、例えば南側に所有している畑があるとしますとその赤道に生えた草は、赤道の管理は市であるのなら、市に言えば草刈りなど市がやってくれるのでしょうか。

議長 あまりにもひどい赤道は9月のパトロールで見つかった時にチェックをして、市の道路交通課に報告する形にしましょう。防衛施設庁のフェンスの草が出ていた時も事務局からハワイに連絡をとり、期間はかかりましたが対処してくれましたので、パトロールの時にはそのようなことも含めてよろしくお願いします。ほかに質問等はございますか。

委員 異議なし。

議長 以上が5条の報告です。
議案第7号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議の報告

① 農業委員会会長職務代理研究集会。令和4年7月28日
(木) 午後2時00分より、清瀬市役所にてWEB参加しました。小寺職務代理と事務局が参加しました。事務局お願いします。

事務局 はい。内容につきましては「農業委員会を巡る近年の情勢」でございます。こちらは東京都農業会議から情報提供がございまして、参加された職務代理の皆さん知見を深めたところでございます。また、各市の農業委員会の活動内容につきましてはの情報交換等を行ったところでございます。以上です。

議長 ②一般社団法人東京都農業会議令和4年度臨時総会。令和4年8月17日(水)午後2時00分より、清瀬市役所にてWEB参加しました。私が参加しましたので報告させていただきます。今回は理事の改選が2件と区市町村の代表者の変更が審議されまして、あきる野市は新市長に交代となりました。理事はJA東京あおば、JA町田市組合長が両名とも交代されました。引き続き補正予算の収支予算等の審議がございまして、コロナで使わなかった分を差し引いた補正予算が計上されまして、満場一致で議決されました。

(2) 会議の日程

- ① 農業委員会勉強会。令和4年8月23日(火)午後2時00分より、清瀬市コミュニティプラザひまわりで行われます。講師は、全国農業会議所で専門相談員をされている原修吉氏です。参加者は農業委員と事務局です。
 - ② 第1回清瀬市農畜産物品評会実行委員会。令和4年8月30日(火)の予定でしたが、コロナ感染が高止まりという状況でありますので、書面での開催です。参加者は農業委員、事務局、農畜産物品評会実行委員です。書類をお渡ししてありますのでなるべく早めに記入し提出をお願い致します。
 - ③ 北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会。令和4年9月13日(火)午後1時30分から午後4時30分、清瀬市中清戸地域市民センターにてWEB参加いたします。参加者は農業委員、事務局です。
 - ④ 第9回農業委員会。令和4年9月27日(火)午前9時30分より、清瀬市コミュニティプラザひまわりで行われます。参加者は農業委員、事務局です。
 - ⑤ 農地利用状況調査(農地パトロール)。令和4年9月27日(火)午後1時30分より、市内全域の調査をします。参加者は農業委員、事務局、都市計画課職員です。
- 以上が会議等の日程でございます。全体を通して質問等がございますか。

委員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議長 特にないようですので、終了したいと思います。
それでは職務代理お願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第8回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長

署名委員（第13番）

署名委員（第14番）